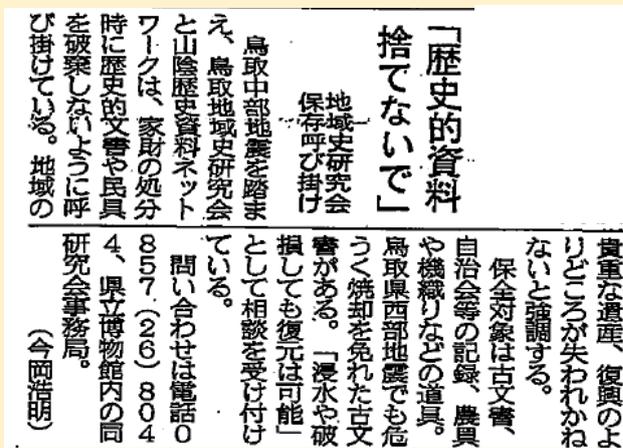


公文書館通信

Vol.6 (令和元年 8月発行)

8月も後半に差し掛かり、度々発生する台風の行方が気になる季節です。災害は起きてほしくないですが、起こった時のために、備えをしておくことは大切です。いざという時のために、非常食や衛生用品、非常時の持ち出しバッグなど災害への備えを準備されているご家庭もあると思います。

さて、災害が起こったとき、人命救助が最優先であることは言うまでもありません。一方で、地域の歴史を作り上げてきた重要な資料に目を向けてみると、災害によりこれらが大量に失われてきたことも事実です。



平成 28 年 10 月 29 日 日本海新聞

平成 28 年 10 月 21 日の鳥取県中部地震発生から 1 週間余り経った 10 月 29 日、日本海新聞に左記のとおり記事が掲載されました。災害により地域の歴史的資料が失われるのを防ぐため、鳥取地域史研究会と山陰歴史資料ネットワークが中心となって呼びかけを行ったものです。

公文書館では、こうした鳥取県中部地震への対応等を踏まえて「災害時等の県立公文書館、図書館、博物館等の市町村との連携・協力実施計画」を平成 29 年 9 月に策定し、災害時における関係機関との連携ルールを定めました。

取組の一つとして、災害時の資料救援に必要な物品を購入して館内の一室に備蓄しています。

- 資料を運ぶための折り畳みコンテナ
- カビを除去するためのエタノール
- カビの発生を抑制するための真空圧縮袋 など

これらは、県内での資料救出支援を目的に購入したのですが、昨年 7 月の西日本豪雨では、広島県立文書館からの要請を受けて、折り畳みコンテナ 100 箱を貸し出したこともあります。



資料救援に必要な備蓄材 (館内の一室で保管)

こうして大切に守って将来に引き継いでいかなければならない「歴史的に重要な資料」とは、具体的にどんなものなのでしょう？皆さんにイメージを持っていただくために、今回は、最近、公文書館に引き継がれた公文書を一部ご紹介しようと思います。どうぞご覧ください。

公文書館にはどんな文書が引き継がれている？

公文書館に引き継ぐ簿冊は、歴史的に重要な資料というけれど…

具体的にどんな簿冊が引き継がれているのだろう？

自分が過去に作成した簿冊は？今、担当している業務の簿冊は？

そんな疑問にお答えして、昨年度、公文書館に引き継がれた約 500 冊のうちの一部を紹介します。

平成 30 年度に公文書館に引き継がれた簿冊（一例）



H30 に引き継がれた簿冊（館内書庫）

「地域防災計画（原子力災害対策編）」

鳥取県地域防災計画に係るパブコメ募集、原子力安全対策 PT 会議資料、パブコメ実施結果、意見反映状況（修正案）など

「平成 19 年度人権啓発ラッピングバス」

H19 導入。コンペ、審査結果、業者への制作委託、日ノ丸バスとの運行契約、出発式。

「平成 24 年度砂丘再生会議関係綴り」

利活用部会、保全再生部会及び全体会の会議資料、復命、砂丘周辺の保安林のあり方に関する検討など

「平成 19 年度子育て応援パスポート事業」

導入時の検討会等関係、島根県や市町村、商工会連合会等と会議実施、システム開発、協賛店舗の地図作成など

「平成 19 年度住民自治について考えるフォーラム」

鳥取県自治会連合会と県主催のフォーラム。自治会連合会の要望を受けて、優良地縁団体に対する知事表彰を H19 年度から再開した経緯など

「H24 鳥取県河川維持管理計画策定関係綴り」

鳥取県河川維持管理計画策定業務委託、河川維持等に係るワーキング検討資料（維持管理体系移行に向けた取組、重要水防区域の見直し等）など

～公文書館への引継ぎを判断するコツ～

公文書館に引継ぐ基準（評価選別基準）を全て覚えるのは大変。そこで、公文書館に引継ぐ可能性が高いキーワードの一例を挙げます。

「大きなイベント」「節目の行事」「制度の新設・廃止」「長期計画の策定・見直し」「監査・検査での重大指摘」「政策決定のための意見交換」…

もちろん、最終的には評価選別基準に基づく判断となりますが、こうしたキーワードを頭に入れておくと、普段のお仕事の中で、公文書館への引継ぎを意識するきっかけになると思います。ぜひ、参考にしてみてください。

いかがでしたか？歴史的に重要な資料と聞いてピンとこない方も、幾つかの事例を通して、公文書館に引き継ぐ簿冊のイメージをつかめていただけたでしょうか。

原則は、公文書作成時に最も作成文書の内容を理解している起案者が、歴史公文書に該当するかどうかを判断するのが基本です。しかし、中には、時の経過とともに歴史的な価値が出てくるものもあり、全ての簿冊が誕生したときから一生の運命が決まっているわけではありません。

書籍などと違って、公文書は一点もの。廃棄してしまったらおしまい。将来の県民のために、歴史公文書という大切な財産を残すため、日常業務の中で、少しでも、公文書館への引継ぎを意識していただけると、嬉しいです。